

令和4年度 第1回 大阪市行政不服審査会 税務第1・第2合同部会 会議録

1 日時 令和5年1月19日（木曜日） 午後2時～午後3時30分

2 場所 Microsoft Teams によるウェブ会議

3 出席者（委員）

櫻井多美委員、永井秀人委員（税務第2部会長）、野村宏子委員、
平松亜矢子委員、森本勝志委員、吉岡奈美委員（税務第1部会長）

（事務局）

財政局：小林税務不服審査担当課長、坂本担当係長

総務局：巽行政部長、白子担当係長、伊藤係員

4 議題

- ・職権送付（大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2）に係る事務局よりの説明及び
質疑応答

5 会議内容

- ・運営方法の説明及び本人確認

事務局より運営方法について説明するとともに、大阪市行政不服審査会運営要領第24条
の2第3項に基づく本人確認等を行った。

【議題について】

○白子担当係長

本件については、令和4年10月6日の第2回全体会の補足ということで、説明させていただきます。

資料「職権送付について」をご覧ください。

本日の合同部会の目的は、総務省マニュアルの改定を受けて今後、職権送付の対象をどのように考えていくかについて、その前提となる実情や論点に関して、委員間の認識共有を行うものです。

まず資料の「1 前提」及び「2 論点」について説明させていただきます。

その後、委員の皆様からのご質問及びご意見をお受けさせていただきます。

なお、本日は合同部会としての統一した意見をまとめるという趣旨ではなく、職権送付の実情や論点について認識を共有するための合同部会です。

本日出されたご質問、ご意見を総務部会と共有し、また、2月27日に行われる総務合同部会で出されたご質問、ご意見も税務部会に共有させていただいた上で、5月1日2日で予

定させていただいている全体会で議論いただく想定をしております。

質疑応答、意見開陳については、時間の許す限り行わせていただく予定ですので、遠慮なくご質問ください。

説明及び質疑応答、意見開陳にて実情、論点について理解を深めていただいた上で、10分程度お時間をいただき、私の方から、「3 アンケート案」について説明させていただきます。

こちらにつきましては、この場でアンケートをご回答いただく趣旨のものではなく、後日メールにてご回答いただくことを想定しています。

その前提でアンケート内容の不明点等について、この場でご質問をいただければと考えております。

なお、アンケート結果は、総務部会も含めて全員に共有させていただきます。

その上で、5月の全体会でご議論いただく流れになります。

それでは早速ですが、「職権送付について」の「1 前提」から説明させていただきます。

資料1ページの「1 前提」をご覧ください。

1 前提

○白子担当係長

まず、全体会において議題としている職権送付については、法令に規定はなく、運営要領において定められているところですが、現状職権送付の対象となっている主張書面や資料が何を指すのかについてご説明させていただきます。

資料1ページの「(1)法で規定されている主張書面とは何か」をご覧ください。

これ以降、時々条文を引用してご説明させていただきますが、条文については、資料の11ページ以降に参考法令等の抜粋という形で記載させていただいているので、適宜参考法令等を見ていただければと思います。

行政不服審査法では、74条で初めて主張書面との用語が出てきますが、74条では、審査会が必要があると認める場合には審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人にその主張を記載した主張または資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述または鑑定を求め、その他必要な調査をすることができることと規定されており、法において主張書面とは、審査請求人がその主張を記載した書面、参加人がその主張を記載した書面、審査庁がその主張を記載した書面のことを指しているということになります。

よって、処分庁が提出した書面というのは、主張書面とはいえないと考えます。

というのも、審査会審議においては、参加人がいない場合、審査請求人と審査庁が相対立する当事者として主張を展開するものであり、そもそも処分庁は審査会の調査審議において、主張を提出する主体として考えられていないと思われるからです。

なお、大阪市行政不服審査会運営要領では、第8条第3項以降で、主張書面等の用語が出てきますが、要領は法で規定された審査会の調査審議の手続きの詳細な運営方法を定める

ものであり、法の中で出てくる用語は特段の断りのない限り、要領においても同義と理解すべきものです。

従って、こちらの要領上も主張書面とは、審査請求人がその主張を記載した書面、参加人がその主張を記載した書面、審査庁がその主張を記載した書面のことを指すこととなります。

次に、資料2ページの「(2)法で規定されている資料とは何か」をご覧ください。

主張書面と同様、法では、第74条で初めて資料との言葉が出てきますが、その定義規定は、行政不服審査法にはありません。

そこで書籍で調べたところ、伊藤健次編「Q&A行政不服審査制度の解説」では、主張を裏付ける資料を提出する場合には資料に番号を付すとして、主張書面における主張内容と資料との対応関係が明らかになるようにしておくことが望ましいとされています。

その解説に従えば、資料とは主張を裏付けるもの、つまり訴訟でいうところの証拠と同様に考えられます。

まとめると、資料とは、審査請求人が提出した主張を裏付ける書面、参加人が提出した主張を裏付ける書面、審査庁が提出した主張を裏付ける書面のことを指すこととなります。

なお要領においても、資料について、法と異なる定義規定を置いていない以上、行政不服審査法と同じ意味に解すべきものです。

ここで、総務部会の事例ですが、主張書面と資料の具体例を挙げさせていただきます。

生活保護受給者の口座に入金があり、当該金員について収入申告が行われておらず、徴収金決定がなされた事例がありました。

当該徴収金決定に対し、審査請求がなされたのですが、その入金について、審査請求人より、収入には該当しないとの主張がなされ、資料として、不動産会社作成の明細書が提出されました。その結果、明細書から当該金員は、家賃の過払い金の返還金であると認定され、そうであれば当該金員に対する徴収金決定は取り消されるということになりました。

つまり、当該金員が収入ではないとの主張に対して、証拠として、不動産会社がどういった位置付けで金員を振り込んだかを示す明細書というのが資料として提出されたとの関係にあります。

主張書面と資料がどういうものかを示す好例として、ここで紹介させていただきました。

次に資料2ページの「(3)法第78条に基づく閲覧・交付請求の対象について」をご覧ください。

閲覧交付請求については、法第78条第1項において、審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面、もしくは資料の閲覧または当該主張書面もしくは当該資料の写し、もしくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる、とされています。

よって、閲覧交付の対象は、審査請求人、参加人、審査庁が求められ、あるいは自主的に主張のために作成し、提出した書面または当該主張を裏付けるために提出した資料となり

ます。

また、室井力他編「コンメンタール行政法Ⅰ」でも閲覧または写しの交付請求の対象となるのは、行政不服審査会に提出された、主張書面または資料である。これらの主張書面または資料は、行政不服審査法第74条に基づき、行政不服審査会が審査請求人に提出を求めたもの、及び行政不服審査法第76条に基づき、審査関係人が行政不服審査会に提出したものであるとされています。

また資料については、行政不服審査を第74条に相当と認める者にその知っている事実の陳述、または鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができることと規定されており、「逐条解説行政不服審査法」では、同条の解説として、なお、その他必要な調査としては、例えば関係行政機関に資料の作成及び提出意見の開陳、説明を求めることなどが考えられると記載されています。

この逐条解説のように、資料には、審査関係人以外の第三者が提出したものも含まれると考える余地もありますが、先ほど説明したコンメンタールの記載や、総務省の行政不服審査会運営規則第14条の2には、運営規則12条2項のような規定は置かれていないことから、閲覧交付の対象とはならないと解されます。

行政不服審査会運営規則14条の2第1項では、部会は必要があると認めるときは、関係行政機関に対し資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができると規定し、運営規則12条第1項は、部会は行政不服審査法第74条の規定により審査関係人に対し、主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第4号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知すると規定し、その第2項では、前項の通知を行う場合には当該主張書面等に関する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧または交付の求めがあった場合の当該閲覧または交付についての意見をあらかじめ様式第4号の別紙の書面により聞くものとするとして規定しています。

つまり、関係行政機関が提出した資料についても、閲覧交付の対象となるのであれば、主張書面等の求めと同様に、閲覧または交付についての意見を聞く旨の規定があつてしかるべきですが、そのような規定が国の運営規則第14条の2に置かれていないということは、これについては閲覧交付の対象とならないと、国も考えているように思われます。

以上説明させていただいたように、行政不服審査法は、当事者が審査会における他方当事者の主張や証拠を確認する方法としては、閲覧交付という方法を用意しています。

しかし、それだと問題があるということで、次の(4)3ページのとおり大阪市行政不服審査会において職権送付という制度が導入されることになりました。

その問題点ですが、3ページの「大阪市行政不服審査会における職権送付の導入経緯について」をご覧ください。

職権送付については、行政不服審査法に規定がなく、一方当事者が相手方の主張や証拠を把握するためには、行政不服審査法第78条第1項に基づき、閲覧交付請求をする必要がありますが、それだと最大1ヶ月程度の時間を要することになるため、平成29年9月28日

付けの大阪市行政不服審査会運営要領の改正において職権送付を導入することになりました。

よって、当初の職権送付の趣旨としては、閲覧交付の対象となっているものについて、当該手続を経て入手させることとすれば、調査審議に時間を要することとなることから求められる前に渡してしまうということに主眼があったとすることができます。

引き続き3ページの「(5)主張書面等の原則職権送付」をご覧ください。

職権送付については、大阪市行政不服審査会の各部会において運用の違いが見られたことから、令和4年5月17日の第1回全体会において、意見交換を行わせていただきました。

その結果、職権送付については反論の機会を与えるため、原則送付する運用とすること、差し支え意見について審査会で検討を行っていけば、逆に迅速性が損なわれることとなるため、適当ではないとの意見があった部分を除いて送付すること、主張が尽くされている場合等、職権送付を行うことによって調査審議が長期化しかねない場合もあることから、例外を設けることが望ましいとの意見がありました。

これらの意見を踏まえて、令和4年8月4日改正において、適当ではないとの意見があった部分を除いて原則送付することとしつつ、部会の判断で送付しないこともできる旨の規定に改めることとなりました。

この際の議論において、当初の職権送付の趣旨である閲覧交付請求の簡便化との趣旨に加えて、反論の機会の確保との視点が加えられることになったと思われまます。

次に資料4ページの「(6)職権送付の対象について」をご覧ください。

現行の運営要領では、14条に職権送付の規定があり、第1項において、部会は調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で審査関係人に対し、途中省略、主張書面等の写しを送付するものとする。ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さない等、送付が適切でないと部会が判断した場合はこの限りでないと規定しています。

主張書面等とは、要領第8条第3項において、主張書面または資料、これを併せて以下主張書面等というように定義しています。

先述のとおり、法の主張書面、資料の用法からすると、現行の要領に基づく職権送付の対象となるのは審査関係人が提出する主張書面、資料となります。

また、平成29年改正、令和4年改正の経過を踏まえると、職権送付の意義は、閲覧交付請求の手続きの時間を短縮すべく、迅速に主張書面等の提供を行うため、相手方当事者に反論の機会を与えるための2点にあると思われまます。

そうであれば、閲覧交付請求手続の時間短縮の観点からは、資料を排除する理由はなく、また、反論の機会を与えるとの観点からも、主張に対する反論とともに、証拠に対する反証の機会を与えるべきであることから、主張を裏付ける証拠、つまり、資料を職権送付の対象外とする理由はありません。

以上、まとめますと、法の閲覧交付請求と対象を同じくする現行の大阪市の職権送付、運営要領14条の2の規定は、その沿革も踏まえれば、合理的なものといえると思われまます。

引き続き「2 論点」について説明させていただきます。

2 論点

○白子担当係長

行政不服審査法では、調査審議に用いた書面の審査関係人への送付に関する規定は、法第78条の提出資料の閲覧交付しかありませんが、職権送付の意義からすると、審査関係人がそれぞれの主張を理解し、相互に反論し合った上で審査会が結論を出すために、審査会に提出された書面や審査会が作成した書面を、審査請求人その他の第三者の利益、事務事業遂行上の支障等を勘案して、審査会の判断で、審査関係人に送付することは許容されていると考えられます。

それを明確に示したのが、総務省マニュアルです。

従って、審査会として、職権送付によって、どこまでの書面を審査関係人に常に送付する規定を置くべきなのか、あるいは必要な時にのみ送付することができる規定を置くべきなのかを検討する必要があります。

現在、審査会の調査審議に用いている書面は6ページの表①から⑤までです。

表の1行目と、2行目が現行要領の職権送付の対象であり、法に基づく閲覧交付請求の対象でもある①主張書面及び②資料となります。

表の3行目、③のところの口頭意見陳述聴取結果記録書はその名のとおり審査会にて行われた口頭意見陳述の聴取結果を記録した書面です。

なお、審査会での口頭意見陳述は、審査請求人だけでなく審査庁にも申立権が認められています。

口頭意見陳述は、法第75条において、審査会は審査関係人の申し立てがあった場合には当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が必要ないと認める場合にはこの限りでないと規定されているところです。

ここで先ほどの条文にもあった意見が何を指すかが問題となりますが、「コンメンタール行政法I」によれば、口頭意見陳述の目的は、審査関係人による口頭による主張立証の機会を保障すること、及びこれを通じて、行政不服審査会による審議を適正なものとするところであるとされています。

コンメンタールの記載を前提とすると、主張の側面と、立証の側面を兼ねていると思われます。

運営要領第18条は、部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときはその要旨を記載した書面を作成しなければならないと規定しています。

その趣旨は、口頭意見陳述から答申までには一定の期間を要する場合もあることから、審査関係人の主張等を正確に再現できるようにしておくことにあると思われます。

なお、総務部会では、1年に数回は口頭意見陳述が実施されており、答申書において、口

頭意見陳述中の発言を引用することも現に見受けられるところです。

現状、閲覧交付請求の対象に、口頭意見陳述聴取結果記録書が含まれていないということは、すでにご説明させていただいたとおりです。

次に、表の4行目、④のところ、法第74条に基づき提出を求めた書面ですが、これは法第74条の、審査会は、適当と認める者に、鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができるとの規定を受けたものであり、幅広く審査関係人以外のものが提出した書面が含まれます。

ただ、現実としては、鑑定料の支払いなく筆跡鑑定を求めるということはできないわけであり、主として相手方となるのは、処分庁が多いと思われれます。

処分庁提出資料については、法第29条第3項第1号により、処分庁から審理員に提出された証拠に不足があった場合や、審査請求人の主張に応じて、処分庁に調査をする必要が生じた場合に、審査会が調査のために処分庁に資料の提出を求めることがあります。

その場合に処分庁から提出される資料は、審査庁の主張書面や資料と同様に、答申の判断の基礎となるものもあると考えられることから、職権送付の必要性は高いと考えられます。

次に、表の5行目の法第74条に基づき調査した結果を審査会が記録した書面ですが、これも同じ法第74条の、審査会は、適当と認める者にその知っている事実の陳述、を求めるとの規定を受けたものであり、審査関係人も含めた関係者からの聞き取りを想定しています。

内容が同じでも、それが書面ならこの表の①主張書面、②資料、④法74条に基づき提出を求めた書面になるのに対し、口頭であれば⑤のような、結果を審査会が記録した書面という形になります。

ただ現実として多いのは、審査庁や処分庁の補助機関職員である担当者から聞き取りを行う場合であり、総務部会ではそれ相応の頻度で、審査庁説明、処分庁陳述という名称で、この⑤番のところを実施されているところです。

審査庁説明、処分庁陳述、その他の第三者の陳述は、法第74条の適当と認める者にその知っている事実の陳述、または鑑定を求めると、その他必要な調査をすることができるとの規定に基づくものであり、審査庁に対して主張を促すことや、諮問資料等の疑問点を解消するために行われ、処分庁に対しては、処分時の事実関係等を調査するために行われ、その他の第三者に対してはそのものが知っている事実または鑑定の結果を調査するために行われるものです。

総務部会では、審査庁説明、処分庁陳述を同時に行い、審査庁には制度の仕組みの説明を求めるとともに、処分庁に対しては、当該処分を行った具体的な理由を確認することが多いです。

陳述内容の不明点については、委員から質問を行うことにより、掘り下げて確認していく結果、書面では確認できなかった当該処分の検討の不十分さが明らかになることがあり、審査庁説明、処分庁陳述の結果がきっかけとなって、認容に傾いた事例も現に存するところで

す。

運営要領第 18 条は、部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明または意見の陳述を、聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならないと規定しており、要旨の作成を、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述に限定していませんので、審査会が求めた審査庁説明、処分庁陳述等においても、資料 6 ページの(2)と同様の要旨を作成することとなります。

運営要領第 18 条で規定されている要旨の記載事項について、要領に規定はありませんが、審査会の判断の基礎となるものについては、発言内容を記載しておく必要があると考えられます。

一方、総務省の行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアルでは、主張書面等以外の書類、意見陳述の結果とか、職権調査の結果等のことです、がある場合について、当該書類等の内容が、答申の判断と基礎となるものであると審査会が判断した場合には、本手続とは別に、運用上、職権により、審査請求人等に対し、当該書面等の写しの交付等を行うことが望ましいとされています。

そうすると、ここで求められている答申の判断の基礎となるものを送付する場合、①要領第 18 条に基づく要旨をもって答申の判断の基礎となるものを送付することとするのか、②要領第 18 条とは別に、答申の判断の基礎となるものを作成し送付するののかの二つの選択肢があります。

以上紹介させていただいたこの表の③、④、⑤については、現状、閲覧交付の対象にも職権送付の対象にもなっていないところですが、実際の運用を見ると、処分庁陳述のように、主張書面や資料の代替として利用されている面も認められることから、総務省マニュアルを受けて、これも職権送付の対象に含めるか否かについて、令和 5 年度の全体会の場でご議論いただきたいと考えているところです。

なお、処分庁陳述が、主張書面や資料の代替として利用されているとの点については、資料冒頭で簡単に書かせていただいている職権主義の現れかと思えます。

これが訴訟であれば、弁論主義により、裁判官が原告や被告に積極的に事実についての質問を行いその結果を判決の基礎にすることはないかと思いますが、審査請求であれば、審理員や審査会は、不明点があれば積極的に自ら調査をすることが求められています。

その結果、職権調査によって答申の判断と基礎となるような事実が顕出し、それについての反論の機会が問題となる次第です。

職権調査については、部会によってどの程度実施されているかが異なるかもしれませんが、検討にあたっては、その点も踏まえていただければと思います。

事務局からの説明は以上です。ご意見やご質問はございますか。

○平松委員

次回 5 月の部会で、改定を予定されている内容を、もう一度まとめてください。

○白子担当係長

5月の全体会で、税務部会と総務部会の委員12名で検討いただきたいと考えており、検討内容は、現状、主張書面と資料のみが職権送付の対象として運営要領に規定されている、それをさらに口頭意見陳述の聴取結果記録、審査会の場で審査庁に口頭で説明してもらった内容を記録化したもの、審査会が審査庁以外の第三者から鑑定結果等を取り寄せたもの、または鑑定してもらい提出してもらった鑑定書等を職権送付の対象として拡大していくかという点がまず一つです。

それに関係して、仮に口頭意見陳述の結果を送るとすれば、どういった記載内容とするのが望ましいかといった点について、ご議論、ご意見いただけたらと考えている次第です。

○平松委員

審査庁説明の記録化はされているのでしょうか。

今まで説明をお伺いしたことはありますが、後でこう記録したのでチェックしてくださいというのは全くなかったのですが、税務部会ではどうされていきましたか。

○白子担当係長

総務部会では少なくとも記録化はしています。

○永井委員

税務第2部会でも調査は特にしてないので、そういう機会はありませんでした。私を知る限りはやっていないと思います。だから、総務部会の問題という認識があります。

○白子担当係長

今の委員より前の委員のときですが、過去に遡れば全くないということではなかったように思います。税務部会では、現在の事務局の財政局担当者が着任してからは、部会に審査庁を呼んで、説明してもらったことはないということです。

ただ、処分庁に関しては、税務部会の場に来てもらったことがあり、その際は税務部会においても処分庁の説明の記録を要旨レベルのものを事務局で作成し、これについて税務部会の委員に事後確認していただいたことはあります。

○永井委員

それを職権送付したということはあるのでしょうか。

○白子担当係長

職権送付はしていません。総務部会についても、現行で規定がないということもあり、審査庁の説明記録、処分庁の陳述記録は職権送付していないというのが現状です。

○永井委員

先ほどの事務局の説明によると、法的にも根拠がなく、運営要領にも今のところ記載がないことから、やらなくていいだろうという整理ですね。

○白子担当係長

はい。

○永井委員

私の理解が正しいか確認させていただきますが、そもそも行政不服審査法は審査会から

主張書面や資料を請求するのは審査関係人に限られていて、それについて処分庁については、特に書かれていない。なぜそうなっているかという点、おそらく審理員の段階でやるべきであるという整理なのかと思っていました。

ただ、審査会として答申を作る時に、審査請求人に聞かないといけないことは出てくるだろうということから、審査請求人に対して主張や資料を請求するという役割や権限を持たせた。

ところが、大阪市もそうですが、審理員が役所の方で、審査会には後見的な役割というのが、ある意味期待されている。そうすると審査請求人のみならず、処分庁に対しても、ある程度何をいいたいのかというのを聞かざるをえないということから、運営要領はある程度拡大しているのかというふうに私自身は捉えています。

ただし、審査会としてはいつまでも後見的に入ってやっていると、いつまでたっても終わらないということもあり、調査審理のためというその範囲において、ある程度進めていく必要があって、今現在の運営要領はその調査審理のために、要はスピードアップにならないやつをはじいていいというふうに書いてあるものですから、例外規定があるので必ず全部送らなくていいとか、主張を相手方に聞かなくていいというような形になっているのは、私自身は望ましいのかなと思っています。

法 74 条の後段の方及び運営要領 18 条についても、審査会が基本的に主体的になって、審査会の調査審議のために必要な範囲でそれを求めて、なおかつ相手方にそれを送付する、それはもう全部すべて審査会の裁量であるというのが一番いいかなと思っています。

○白子担当係長

まず法 74 条では一見して処分庁等に求めるというのは明示的には書かれていないですが、後段のところでも適当と認める者とされていて、その点については国が示す行政不服審査法の逐条解説にも処分庁も含まれるということで、そこまで絶対、法上読めないことはないのかなというのと、運営要領も特に様式等に、処分庁に対して陳述依頼をする様式もあらかじめセットされていて、それはもともと国の行政不服審査会の運営規則の様式から流用しているもので、処分庁等に話を聞くというのは、想定はされていたと考えているところです。

その上で本来、審理員審理でできていたらやる必要はないのかもしれないですが、そこが税務部会と総務部会の差かもしれないですが、総務部会では、審理員審理の段階で調査が尽くされてないとされることが多く、結果スピードを犠牲にした上で、審査会が職権で調査を行っていることが多いと思われます。

○永井委員

そうなのでしょう。過去、税務部会でどうかというと、審理員の段階である程度まあまあよくできているのでそこまで必要がないということになるのかもしれないです。

当然その部分としては、油断はできないですが、ある程度審理員の過程でちゃんと争点整理ができていて、その争点について、双方主張なり証拠なりが出ているのであれば、我々

のような税務部会の段階でそこを突っ込んでやる必要がない。

あるとしても、審査請求人の言っていることについてもう少し詳しく聞きたいので審査請求人に確認する、審査請求人から主張されたことについて必要に応じて処分庁に意見を求める、そして、処分庁の意見が出てきて、その処分庁の意見についてまた審査請求人に確認が必要であれば審査請求人に投げかける場合があるという限度に、今のところはとどまっていると理解しています。

○平松委員

税務第1部会で、固定資産の過去の航空写真の件等をお聞きした件がありましたが、あれはどのような整理になるのですか。処分庁にお聞きした時、その記録化したものをチェックしたという記憶はないのですが。

あと今回5月に改正されようとしている趣旨としては、広げる範囲は、今の規定にそのまま全部、先ほどおっしゃった対象を入れようとしているのか、今は規定上、主張書面と資料については原則職権送付という取扱いになっていると思います。そこまで広げようとしているのか、それとも審査会が職権で必要と判断した場合については送付できると原則は送付しない対象でそういう選択的に必要な場合に送付できるように広げようとしているのかいずれでしょうか。

○白子担当係長

現状、主張書面と資料については原則送付するとなっておりますが、そこもおかしいというのであれば、5月の全体会の際に、そもそも今の状態をどうするのかというも含めて議論していただくことも必要と考えているところです。

これから口頭意見陳述の記録や審査庁説明の記録等について、今は送る規定がないので絶対送れないかと言われると送れるかもしれないですが、部会の判断で送るとするならば、規定が欲しいところだと考えているところです。

その上でそれを原則送付とするのか、主張書面、資料は原則だけど、口頭意見陳述の記録等は当然法に規定がないので、それについては、審査会が必要と認めるときとするのかも含めて5月にご議論いただければと考えている次第です。

○坂本担当係長

令和2年から3年、税務第2部会では説明を受けたことはございません。税務第1部会で口頭説明ということで処分庁を呼んで、説明を受けたのが2回、3年前の処分庁説明につきましては、後日、要旨をお見せして、承認をいただき保管しております。

ただし2回目の分につきましては、処分庁説明から答申までの期間、答申の内容に変更がありませんでしたので、記録はしていますが委員にはご覧をいただいてないと思います。

○永井委員

口頭説明を受けたのは具体的にどういった事案だったか教えてください。

○坂本担当係長

最初が住宅用地の認定。5年間さかのぼって固定資産税を課税した案件です。

二つ目が、駐車場になっている部分が以前から駐車場であったのにいつからかわからなくて、直近で賦課したけれど、賦課すべき時期が不明であるというような案件でした。

○平松委員

今日のご説明を受けて、アンケートに記載をして、そもそも対象となる文書をどうするのか、どこまで原則職権にするのか、その辺りについての意見をここへ皆さんに記載していただくということになっていくのですか。

○白子担当係長

一旦、二段階に分けさせていただいて、まず、そもそもの職権送付の対象、ここで事細かに分けさせていただいていますが、例えば審査関係人以外が提出した書面、具体的には処分庁提出資料等を想定していますが、それを職権送付の対象とするかどうか、同じく口頭意見陳述記録を対象とするかどうかというのを、まずアンケートに記載していただきたいです。場合によってはすべて職権送付の対象とすべきでないということになるかもしれないのでこのようにしております。

その議論の結果、例えば①と②はやはり職権送付したほうがよいということになれば、それを踏まえて処分庁提出資料については、原則とするのか、必要に応じてとするのか、②の口頭意見陳述記録については原則とするのか、必要に応じてとするのかというのを、この段階では一旦記載、もちろん自由意見で記載していただいても構わないです。

この段階では、答えまで求めているものではなくて、対象をまず確定させた上で、その後、原則とするか必要な場合とするかは、全体会において、場合によっては5月だけでは終わらないかもしれないので、順に進めていきたいと考えております。

5月でなくてもいいのですが、一旦はまず対象を絞る、その後、原則とするか必要な場合とするかを議論していただくというような流れで考えております。

○平松委員

ただ文章を読んだ時には、職権送付の対象とするイコール今のその取扱いの原則送付みたいなものがイメージされてしまうので、そこは明確に対象とすることができる方が望ましいとか、そこの温度差が賛成反対というのだけでつけたとしたらどっちがどっちなのか、全部職権送付が原則になるのは大変だと思ったので、もしご趣旨がそうではないのなら、そこがわかるように記載していただきたいと思います。

○白子担当係長

わかりました。アンケート案は送らせていただく前にその部分をどういう形で追記するかを考えさせていただきますが、例えば①を賛成にしたからといって原則送付になるわけではないというのをわかるように記載し、修正させていただきます。

○平松委員

お願いします。前回改定したその主張書面等の趣旨や職権送付するかどうかという点も議論の対象となりうるという話でしたが、このアンケートに今は入っていないですね。

○白子担当係長

アンケートに入っていないのは、一応現行の規定で決まっているからであり、自由意見のところに記載して、次の全体会の場で仰っていただければ、そこから議論させていただく所存です。

○平松委員

ただ、アンケートを取られるのなら、総務部会と税務部会の相違点はありますので、個人的には職権送付することができるという選択肢を審査会委員に持たせていただいた方がいいとは思いますが。

不意打ちになるといったケースも実際あり得るので、そういう時に送付ができないというのは審理の進行上やはり問題は生じるので、選択肢としては持ちたいのですが、一方で原則全部送付となりますと、今までのフローと余りにも異なり、かえってそれが税務部会としては送った方がより迅速じゃなくなるケースもあります。そこは、職権送付が必要と判断した場合に送付できるというのが原則であった方が税務部会としてはありがたいですけど。

そこも含めて、もう1回皆さんで全体的にどうですかというのを税務部会、総務部会の実情も踏まえて、規定としては一本でしていかなければならない中で、どのように規定するのが相当ですかというところを検討することなら、そこからアンケートに入れていただいて、そうすると総務と税務で、実情が異なるからという意味で結果が異なってきたりする可能性もありますし、それを踏まえて議論した方が本来的にあるべき姿なのかと思うのですが。

ただ、もう原則送付するとなっているのでそれで一旦進めましょうというご方針ならば、別に遅延する場合だけを除くという除外規定は入っていますので、現行規定であれば送付しないといけないかと。そこをどこまで見直されるのかというのは、総務と税務が異なるというポイントがある中で、どう進めようとされているのかがよくわからない。そこからもう1回考え直しましょうとおっしゃるのなら、アンケートもそこから取られるべきです。

基本、今ある形でやってみて、もし問題が生じるのであれば考えましょうということなのであれば、一旦やってみてから検討ということになるでしょうし、どちらなのでしょう。

○白子担当係長

その点は、そういうご意見があれば見直す必要もあるので、アンケートに入れさせていただくことはさせていただきたいと思えます。

その前提で、私からお尋ねさせていただきたいところがございます。

運営要領14条の2ただし書きのところの「調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど送付が適切でない」と部会が判断した場合はこの限りでない」で一定大幅に送らないことは可能と考えているのですが、このただし書きで読めなくて送らないといけない場合というのは、どういうのが想定されるのかという点です。

○平松委員

今のスタンスとして、原則送付すると、例えば繰り返しになっているような案件でほぼ主張は尽きていると思われ、またそれを送付すると、繰り返しの主張がまた届いて、というこ

とがエンドレスになってしまうような場合には効率的な遂行に資さないとか、調査審議の充実化に資さないということがいいうるのではないかと、送付が適切ではないといえるのではないかとはいいます。通常のパターンの時に基本的に送らなくても、今までの審理段階で出てきている主張内容だから送らなくてもこれで調査が尽きているとは思いますが、原則送付とするのであれば、まだ1回目2回目だったら全部送って、何らかの反論があったらまたそれを再反論してもらうという手続きにはなっていくので、このただし書きはあくまで例外で、この例外規定をチェックできる場合にはまるというのは、やはり数回経た後とかになると思われます。

○永井委員

ただし書きにすると、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないということの立証責任は審査会、部会にあるとならないか。そこは審査会としては、やや不安、負担がある。

これはもう5回ぐらいやりとりしたからいいとか、もう同じ繰り返しを言っているからいいというのを判断しないといけない。判断するだろうけれども、それなりの積み重ねがあった上でないと、もう送付しないという決定ができないということになるのではないかと。

だから、原則送付とする点について、そこまでやるのかという話です。

○平松委員

そういう意味での本来、職権的なものにとどめておくのか、もう原則としてそれは送付するというかは全く意味合いが異なるというところです。

○白子担当係長

現行は原則送付となっているがそれを見直す必要があるかというような質問を入れさせていただきたいと思います。先ほどおっしゃっていただいたところを総務部会とも共有させていただいて、総務部会でも今申し上げた質問に対してご回答いただくようお願いして全体会で合わせて議論していただければと考えております。

○平松委員

ありがとうございました。前段のところのご説明はわかりました。

○吉岡委員

職権送付について、総務部会では行われていたが、税務部会でもしますという話があり、今年に入ってから税務部会がありました。実際、今の案件でどこまで送られているのか、どの文書を審査請求人に送られているのか、どこが送られていないのか、どこまでそれをご存知で、これがこの職権送付が始まった場合、現状とこれからどう変わっていくのかというのを一度ご説明していただきたいと思います。

○坂本担当係長

税務部会では、直近の分で申し上げますと、審査請求人、審査庁に送っている文書は係属の通知だけです。

その後、特に主張書面等の提出がなければ、最終は答申を送るのみになります。

審査会に例えば反論書などの提出があった際は、こちら今までは職権送付の概念がござ

いませんでしたので、審査会あてに送られた書面についても、特に審査会で判断の材料に使っているだけで、特にどこにも送付はしておりません。

○吉岡委員

審理員の意見書は送られてますよね。

○坂本担当係長

それは審査庁から、審査請求人に送付されています。

○吉岡委員

では、例えば、審理員の意見書が出てきてそれに対して、相手方から今回反論が出ました。

○坂本担当係長

審理員審理の中で反論が出ているだけなので、意見書の作成のための反論になります。弁明書に対する反論ですので、審理員審理における資料になります。

審査会には資料はすべて送付された状態で、諮問書として提出されていますので、審査会に対する資料というのは提出されておられません。

○吉岡委員

では、今の段階で言うとその係属の通知と、答申だけが送られるということですね。

今後職権送付の扱いが変わるとどういふふうになるのですか。

○坂本担当係長

審査会に提出された資料や、意見書に対する反論があり、審査会に提出されることがあれば、それを職権で審査庁や処分庁へ送付することになります。

○吉岡委員

今までのケースでいうと審査会に直接提出されたものは、税務部会ではほとんどなかったと思います。

○坂本担当係長

税務第1部会はございませんが、税務第2部会では案件の内容とは異なるような内容の主張書面が出たことはございます。¹

○白子担当係長

先ほどの吉岡委員の質問に関して補足で、総務部会における方法を説明させていただきます。

総務部会においても諮問係属通知を送付する際に、主張書面等の提出期限通知を併せて送っていきまして、それに対して、審査請求人から、例えば審理員意見書のこの部分がおかしいから、審理員意見は棄却すべきとあるが、処分を取り消すべきだというような主張書面が出てくる場合があります。

主張書面が出てきた場合、その期日間に出てきたものを、次回期日に部会でお示しし、現

¹ 後日、確認した結果、1部会で1件、2部会で5件あったため、後日委員へ訂正の説明済

行の運営要領に基づき委員にお伺いを立てて、ただし書きに該当しないから、これは原則どおり送ったほうが良いということを、部会において判断していただき、判断をいただければそれを速やかに事務局で審査請求人に送付しています。

参考ですが、今後税務部会でも、職権送付をする場合は、この流れになると考えている次第です。

アンケートは、これから説明させていただきますが、先ほど何点かご指摘いただいたので修正させていただきます。

提出期限は今月末にさせていただきますので、その間にまたアンケートを見ていただいている中で、事務局にお伝えいただきましたら、適宜、総務部会と税務部会で分担してご回答させていただきますと思います。

3 アンケート案

○白子担当係長

資料9ページの「3 アンケート案」をご覧ください。

アンケートへの回答は、後日メールにていただくとして、本日はアンケート項目の説明をさせていただきます。

まず、「(1)どこまでの書面を職権送付の対象とするか」は、職権送付の対象拡大について書面ごとにご意見をいただきたいとのご趣旨です。

「①審査関係人以外が提出した書面について」は、審査会の求めに応じて提出された資料のことであり、審査会からの求めに応じて処分庁から提出されたケース記録や審査会からの求めに応じて年金事務所から提出された年金記録などを想定しています。

審査関係人以外、審査庁、審査請求人以外の提出した書面を、とりあえず原則とするか必要に応じてとするかはともかく、職権送付の対象、少なくとも送付できるようにするかどうかについて、賛成か反対かでご回答いただければという趣旨です。

簡単にこの理由のところに賛成、反対の理由をご記載いただければと思います。

「②行政不服審査法第75条第1項に基づく審査関係人からの意見の陳述の申し立てに基づき実施された口頭意見陳述の記録について」は、審査請求人や処分庁から申し立てのあった口頭意見陳述の聴取結果記録の送付を想定しています。

記録の仕方について、具体的に言いますと、要旨にするのか、逐語にするのか、答申の判断の基礎となる部分の抜粋にするのか、については別途議論のあるところかと思っておりますので、ここでは、何らかの記録を、何らかのもの、要旨や答申の判断の基礎となる部分の抜粋等送付すべきか否かという視点でご回答いただけたらと思います。

「③行政不服審査法第74条に基づき審査庁に求めた口頭説明の記録について」は、審査庁説明の記録を想定しており、総務部会の事例を説明していただく、総務部会の事例は案件が多様だという点もあり、特に、我々が初めて取り扱うような法律に基づく処分では、最初に制度の説明や審査基準・処分基準の合理性に係る説明をしてもらっているところで

す。

それについて口頭意見陳述聴取結果記録書同様、記録の内容については、別途議論のあるところかと思いますが、最低限答申の判断の基礎となる部分の抜粋ということになるかと思いますが、最低限抜粋でも送った方がいいということであれば、賛成、全く行わなくていいということであれば、反対という形でご回答いただけたらと思います。

「④行政不服審査法第 74 条に基づき処分庁、その他の第三者に求めた陳述の記録について」は、今のところ全くの第三者、大阪市の行政機関ではないような第三者による陳述の実績はなく、主として処分庁陳述を想定しています。

総務部会の事例では、内容としては、処分の判断根拠や処分時の審査請求人とのやりとりです。生活保護であれば、どのようなやりとりがケースワーカーと被保護者の間であったのかというのが多いように思われます。

記録の内容については先ほどまで述べたのと同じく別途議論のあるところかと思いますが、②、③同様ここでは何らかのものを送付すべきか否かという視点で、賛成・反対ご回答いただければと思います。

「⑤口頭による意見の記録の記載内容をどの程度とすべき」か、先ほどまでのどういったものの記録を送るかというのは置いておいて、賛成か反対かご回答いただいたところで、ここでその中身について質問させていただいているところです。

口頭による意見の記録を送るとしてどのような内容のものを送付するかを尋ねる趣旨になります。方法としては録音データからの逐語反訳、発言の要旨、答申の判断の基礎となる部分。②、③がそもそも反対ということであれば送付自体に反対ということになるかと思いますが、それをこちらの⑤のところ、この 4 つのうちから選んでいただければと思います。

こちらについては先ほど平松委員からご指摘いただいたように、例えば口頭意見陳述聴取結果記録賛成だからといって、原則送るというわけではないということを、説明か注として入れさせていただく予定です。

⑥に関しても、今現状の運営要領をさらに改正すべき必要があるかという質問ですので、先ほど平松委員におっしゃっていただいた、今は主張書面と資料についても原則送付となっておりますが、そこを必要に応じて、という形にするかどうかというのを、この⑥の前ぐらいに入れさせていただこうかと考えていたところです。

文章は考えさせていただくとして、⑥大阪市行政不服審査会運営要領第 14 条の 2 では、提出者からの適当ではないとの意見があった部分を除いて職権送付するものとしていますが、提出者から適当ではないとの意見があろうとも、審査会として送付が必要と判断した場合には職権送付できる規定を設けることについては、前回第 2 回の全体会でも最後の方で少しご議論いただいたところですが、例えば、審査庁が情報公開条例の事務事業遂行情報であると主張する該当部分が大阪市情報公開条例に照らし、到底認められない場合等を想定しています。

現行の運営要領第 14 条の 2 第 1 項は、部会は調査審議の充実及び効率的な遂行のため、

職権で審査関係人に対し、適当ではないとの意見があった部分を除いて主張書面等の写しを送付するものとする規定しており、情報公開条例に照らして認められないような主張でも、今現状の運営要領では黒塗り等の処理をした上で送付することになります。

もちろん審査関係人には別途、黒塗りで送ったとしても、別途審査関係人には行政不服審査法第 78 条第 1 項に基づき閲覧交付請求を行い、その是非を問うとの手段がありますが、職権送付の趣旨目的に照らして、閲覧・交付すると時間がかかるのでそれを簡便化するという趣旨・目的に対してそのような対応が適切なのかとの問題意識があるところです。

一方で、適当ではないとの意見があった部分についての検討を、審査会にて精緻に行えば、情報公開条例等に照らしての確認に時間を要することになるとの問題もあり、この点について、賛成あるいは反対のご意見をいただきたいとの趣旨です。

以上、アンケート案につきましては、賛成、反対の理由も含めてご回答いただけますと幸いです。先ほどの平松委員のご意見は、ここに入れさせていただきますので、それ以外で何かご意見、そもそもの話とかでも結構ですので、あれば「(3)自由記載」のところに記載していただければと考えている次第です。

事務局からの説明は以上です。

○永井委員

アンケート案の最後の方で、録音の反訳とありますが、これはかなり大変ですね。

○白子担当係長

10 ページ(2)⑤の逐語反訳の説明が抜けていました。

本日の税務合同部会も Teams の機能を使って録音しており、この録音データを自動で文章化するソフトを使用しますと、録音データからの逐語反訳を作るのと発言の要旨を作ることでは、そこまで時間は変わらない状況になっているところです。

○永井委員

それをまた部会の皆さんでチェックするというプロセスはありそうですか。

○白子担当係長

現行の運営要領上、会議の記録自体は作成しなくてはならないことになっており、総務部会では、口頭意見陳述、審査庁説明、処分庁の陳述を行った際にはこれらの音声をすべて録音して、逐語反訳作成と発言の要旨作成の両方のパターンを試しています。逐語反訳の方は、量が多くなりますが、特段、総務部会の委員から見ると時間がかかるというようなご意見はないところです。

私見ですが、事務局が表現修正している部分もありますが、逐語反訳であれば一定機械的に文字化されており、ソフトの信用を前提に、確認は、明らかに反訳がおかしいところがないかのチェックをするだけです。

発言の要旨になると、適切に発言を要旨化ができていないかというチェックが必要になるので、そういう意味でも、どちらもメリットデメリットがあるところかと考えているところです。

それも含めてご議論いただけたらと考えている次第です。

○永井委員

ありがとうございます、参考になります。

○平松委員

今、録音反訳されている、その情報自体は公開請求とかで、公開されていくようなものになるのですか。

○白子担当係長

仮に情報公開請求があった場合、口頭意見陳述や審査庁説明には、普通は個人情報が入っており、大阪市情報公開条例の個人情報として非公開という形になると考えております。データ自体についてもそうですし、それを文章化したものについても、そのようになると考えております。

○平松委員

これはその当該の審査請求人本人からの公開請求であったとしたらどうなるのですか。

○白子担当係長

まず審査請求人がされた口頭意見陳述の場合は出さないといけない可能性はあると考えています。

ただ、審査庁説明については、当然個人情報ではありますが判断は難しいところであり、例えば、事務事業遂行情報になりますかね。

○平松委員

そういうことも、あるので文書化するにあたっては、出さなければいけないのではないかとこのところは検討なさった方がいいように思います。要するに、やはり議論の過程とかがつまびらかにすべてが出るということになりますので、その観点からは検討していただいてまた教えていただきたいと思います。

○白子担当係長

全体会までに検討はさせていただきたいと思います。

ただ先ほどおっしゃった議論の過程は過去確認したことがありまして、事務事業遂行情報、具体的に言うと議論の過程が出ていくということになってしまいますと、公開の会議は別ですが、実際の事件の調査審議については、最終答申までに意見はいろいろ変わっていくものなのでそれを逐一出してしまうということになると、どうしても発言することをためらってしまうことになるので、それは事務事業遂行情報になるということで、以前、情報公開請求で黒塗りの対応があったところです。

○平松委員

今ももとの対象になっていないと思うので審査庁や処分庁とか事情聴取をしていく中でどこまで、要旨であればもちろん要旨のみですけれど、そこが、どの程度の精度があるのかわからないですけれども、逐語的にすべてが機械反訳されて、基本的にそのまま出るというイメージですね。

○白子担当係長

おっしゃるとおりです。

○平松委員

そこは、確認していただきたいです。

機械反訳の精度はそんなに高いのですか。誤字、聞き間違い、機械による聞き間違いとか、まだ精度がそこまで高くないのかと思っておりました。

○白子担当係長

事務局でも反訳を直している部分もありますので、100%にはまだ遠い状況です。

多いのは変換間違いで、漢字にする際に間違っていて、しゃべっていることがそのまま反訳されているような状況です。

アンケートに関していかがでしょう。

修正させていただく都合もあるので来週以降、アンケートを送付させていただくことになりますので、それまでの間に疑問点があれば、メールか週明けに電話していただければ、それも反映して、アンケートを送付させていただきたいと思います。特にないようでしたら次に移らせていただきます。

質疑は終わらせていただき、アンケートについて私からお願いさせていただきます。

それでは委員の皆様へ、修正の上、来週以降、メールにてアンケートを送付させていただきます。

ベースは先ほど見ていただいたものになりますので、それに対してご回答をお願いします。

回答には1週間は期間をとらせていただくよう考えております。

いただいた回答につきましては総務部会分も含めて、取りまとめの上、5月に予定しております全体会の資料とさせていただきます。

また全体会の資料となる都合で、アンケートは公開の対象となりますので、ご回答についてはその前提でご回答いただければと思います。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

・閉会

6 会議資料

資料 職権送付について